

鈴鹿市上下水道事業の業務に係る公金の徴収等事務委託に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月24日

鈴鹿市上下水道事業管理者 渥美良雄

鈴鹿市上下水道局管理規程第1号

鈴鹿市上下水道事業の業務に係る公金の徴収等事務委託に関する規程の一部を改正する規程

鈴鹿市上下水道事業の業務に係る公金の徴収等事務委託に関する規程（平成21年鈴鹿市上下水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>(公金の徴収又は収納方法)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 受託者は、前項の規定により公金を徴収し、又は収納したときは、鈴鹿市上下水道局公印規程（昭和44年鈴鹿市水道部管理規程第4号）別表第1に定める集金用領収印又は<u>管理者が認める印影を付した領収書を納入者に交付しなければならない。ただし、電子決済サービスその他の電磁的方法により収納したときは、領収書の交付に代えて、収納した内容を電子機器の画面に表示する方法その他これに準ずる方法により提供することができる。</u></p> <p>(公金の納入)</p> <p>第7条 受託者は、収納した公金を管理者の</p>	<p>(公金の徴収又は収納方法)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 受託者は、前項の規定により公金を徴収し、又は収納したときは、鈴鹿市上下水道局公印規程（昭和44年鈴鹿市水道部管理規程第4号）別表第1に定める集金用領収印を<u>押印した領収書を納入者に交付しなければならない。</u></p> <p>(公金の納入)</p> <p>第7条 受託者は、収納した公金を管理者の</p>

指定する期日までにその内容を示す計算書
(当該計算書に記載すべき事項を記録した
電磁的記録を含む。)を添えて、鈴鹿市上下
水道局出納取扱金融機関に納入しなければ
ならない。

(事務従事者証の交付)

第12条 管理者は、受託者に事務従事者証(別
記様式)を交付する。ただし、管理者が特に
交付の必要がないと認めたときは、この限
りではない。

2・3 略

指定する期日までにその内容を示す計算書
を添えて、鈴鹿市上下水道局出納取扱金融
機関に納入しなければならない。

(事務従事者証の交付)

第12条 管理者は、受託者に事務従事者証(別
記様式)を交付する。

2・3 略

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。